

地方公務員の兼業

地方公務員の兼業制度

- 地方公務員は、全体の奉仕者として公共の利益のために勤務し、職務の遂行に当たっては全力を挙げてこれに専念しなければならない（地方公務員法第30条）ため、兼業に当たっては、許可制とされている。
- 一般職の地方公務員は、許可なく次の行為を行うことができない。（同法第38条第1項）
 - （1）営利企業の役員等の地位を兼ねること
 - （2）自ら営利企業を営むこと
 - （3）報酬を得ていかなる事業又は事務に従事すること
- 法制定時（昭和25年）には、地方公共団体の実情及び人物経済（人的資源の有効活用）の観点から、任命権者の良識と適格な判断力により、特定の私企業との影響が公務に及ばない限りは、兼業を許可する方が実情に即した人事行政の運営が確保されるとの考え方を採っており、国家公務員とは異なる。
- 人事委員会は、人事委員会規則により、任命権者による兼業の許可基準を定めることができる。（同条第2項）

<地方公共団体の実情>

許可基準を設定している地方公共団体は全体の64.4%に留まる。また、許可基準を設定している地方公共団体であっても、そのうち85.2%が営利企業の従業員との兼業が原則認められてない国家公務員の基準と同基準となっている。

【参考】許可基準を定めている団体数

区分	H31.4.1時点		R6.4.1時点	
	(a)	割合 (a/1788)	(b)	割合 (b/1788)
基準を設定している団体	703	39.3%	1,152	64.4%

基準の内容	国基準	982	85.2%
	独自基準	170	14.8%

地方公務員の兼業

有識者検討会において兼業のあり方について検討

- 令和6年9月に地方公務員の働き方に関する分科会を設置し、地方公共団体等の意見を伺いながら、兼業の現状や課題を整理するなど、計5回にわたり、地方公務員の兼業のあり方について議論を行ってきた。

◆ 有識者検討会委員（五十音順、敬称略）★座長

井上 健次	全国町村会（毛呂山町長）	★嶋田 博子	京都大学公共政策大学院教授
太田 聡一	慶應義塾大学経済学部教授	常見 陽平	千葉商科大学基盤教育機構准教授
笠井喜久雄	全国市長会（白井市長）	馳 浩	全国知事会（石川県知事）
黒田 玲子	東京大学環境安全本部准教授（産業医）	林 鉄兵	全日本自治団体労働組合総合労働局長
権丈 英子	亜細亜大学経済学部教授	水町勇一郎	早稲田大学法学学術院教授

地方公務員の兼業促進の背景

- 職員による自律的なキャリア形成、自己実現のニーズの高まりや高齢化、人口減少など社会情勢の変化を背景として、公務以外でも活躍する職員が増えるとともに、そうした活躍が期待されており、兼業を希望する職員が兼業できる環境を整備することが各地方公共団体に求められている。
- 近年、人材の流動化が進展する中、こうした環境整備は、公務を支える有為な人材に選ばれ、働き続けてもらう職場づくりに資するものと考えられる。
- さらに、職員が兼業を通じて、地域を知り、人と交わり、そこで得た学びを、職務遂行や行政サービスの向上に活かすことにより、地域住民の信頼を高め、効率的な公務運営の確保につながるものと考えられる。



- 地方公務員の兼業は、職員の自律的なキャリア形成、自己実現の手段の一つとして考えられる。
- 各地方公共団体においては、職員個人の能力を最大限発揮できるよう、職員のニーズを把握し、地域の課題や実情に応じた環境整備が求められる。

地方公務員の兼業

助言通知の概要

助言通知のポイント

- ◆ 許可制は維持。各地方公共団体は、地方公務員法制定時の考え方に立ち返りつつも、職員や社会情勢の変化も踏まえた内容の許可基準について、法の趣旨の範囲内で創意工夫して設定。
 - 国家公務員では原則として認められていない営利企業の従業員との兼業も可能。
 - 国家公務員では自営兼業を行う場合、不動産賃貸等一部を除き、家業を継承したものであることが承認条件となっているが、これに該当しない職員個人のスキルや地域の実情を踏まえた自営兼業を行うことも可能。
 - 他方、許可基準の設定・運用に当たって、留意すべき事項を確認。

※ 地方公務員の働き方に関する分科会報告書の内容も踏まえ、上記のポイントや、留意すべき事項を次のとおり地方公共団体へ明示し、地方公務員が兼業しやすい環境整備を促す。

1 地方公務員の兼業許可及び許可基準の設定について

- 許可基準を設定していない地方公共団体においては、詳細かつ具体的な許可基準を設定し、また、許可基準を設定している地方公共団体においても、更なる環境整備を図ることを要請。
- 全体の奉仕者としての性質上、職員が兼業を行う際には、
 - ① 職務遂行上、能率の低下を来すおそれがないこと（公務能率の確保）、
 - ② 相反する利害関係を生じるおそれがなく、
かつ、その他職務の公正を妨げるおそれがないこと（職務の公正の確保）、
 - ③ 職員及び職務の品位を損ねるおそれがないこと（職員の品位の保持）、の3点の基本的な原則（以下「基本的原則」という。）を満たすことについて確認することが求められていることから、任命権者の許可制とされている趣旨を前提に、以下の点に留意。

地方公務員の兼業

<許可基準を設定する際の留意事項>

(1)	営利企業の従業員との兼業も可能であること	地方公務員は、地方公共団体の実情及び人的資源の有効活用の点から、営利企業の従業員との兼業を一律に禁止するのではなく、 <u>基本的原則を満たす場合においては、各任命権者の判断により、営利企業の従業員との兼業を認めることが可能。</u>
(2)	兼業先との相反する利害関係を確認する必要があること	兼業許可を行うに当たっては、職務の公正性を確保するため、 <u>兼業する職員の職務と兼業先の団体、事業又は事務との間に相反する利害関係がないこと（又は生じるおそれがないこと）を確認することが必要。</u>
(3)	報酬額が社会通念上相当と認められる範囲であること	例えば、同種の事例における報酬額を参考とするなど、 <u>社会通念上相当と認められる程度であるか、地方公務員としての地位を利用した不適正な報酬額となっていないか</u> といった観点から <u>個別に判断することが必要。</u>
(4)	兼業先の勤務時間数を確認する必要があること	兼業による心身の著しい疲労のため、公務能率に悪影響を与えないよう、 <u>兼業時間数の上限を定め、職員から申請があった際には上限の範囲内であるか確認するとともに、兼業実施後は、実績報告等により兼業内容や時間数を確認するなど、当該職員の状況を丁寧に把握することが重要。</u>
(5)	職員個人のスキルや地域の実情を踏まえた自営兼業も可能であること	<u>基本的原則を満たすことを任命権者が確認し、全体の奉仕者としての性質を維持できる場合には、職員個人のスキルや地域の実情を踏まえた自営兼業を認めることが可能。</u>

2 許可基準の公表について

- 許可基準を公表していない地方公共団体においては、兼業許可の透明性や予測可能性を確保し、兼業を希望する職員が許可申請を躊躇なく行えるようにすることや、許可基準が明確でなく、許可を得ずに兼業を行い、懲戒処分に至ることがないように、各地方公共団体において許可基準を公表、周知することが重要であること。
- また、住民等に対する透明性や予測可能性を確保する観点から、庁内のみならず、庁外に対しても許可基準を公表することが求められること。

地方公務員の兼業

3 許可基準の運用について

- 許可基準の運用に当たっては、各地方公共団体において兼業許可に一定の有効期間を設定した上で、兼業先の業務内容の報告を受けるなど、実態把握等を定期的に行うべきものであること。
- 人事異動等により職員の職務と兼業先の団体、事業又は事務との関係に変化が生じた場合などは、兼業許可の有効期間内であっても、再度、許可手続を行う必要があること。

<許可基準を運用する際のその他の留意事項>

(1)	職員の自発性を確保する必要があること	<u>兼業は、あくまでも勤務時間外における職員の自発的な活動であり、職員の意に反した動員的な運用であってはならないことに留意すべき。</u>
(2)	職員の健康確保に対して配慮する必要があること	職員が兼業を開始した後は、一般的に公務と兼業先との通算労働時間が増えることなどから、<u>職務遂行上の悪影響が生じないように、兼業する職員の上司等は、例えば、職員の健康や勤務外時間を含めた勤務の状況等を把握、確認する一方、人事当局は、職員に兼業時間数の抑制等の業務内容の見直しをさせるなど、必要な対応を検討すべき。</u> 職員の兼業内容が、労働基準法の労働時間規制が適用される業務である場合、公務と兼業先の労働時間を通算して同法の労働時間に関する規定の適用がなされることから、兼業する職員から兼業先における労働時間の実績の申告を受け、<u>通算した労働時間について、時間外・休日労働の上限規制等の同法の規定を遵守することが必要。</u>
(3)	兼業しやすい職場づくりに取り組むこと	<u>兼業許可基準を設定・職員に周知することのみならず、例えば、業務見直しやノー残業デーの設定、フレックスタイム制度の導入等といった働き方改革を進め、兼業しやすい環境を整備することが重要。</u>
(4)	住民に対する説明責任を果たすとともに、透明性の確保を図ること	<u>兼業を通じて職員が地域の様々な分野で活躍することが重要である一方、全体の奉仕者として住民の信頼を確保することも重要であり、住民の疑念を招くことのないよう説明責任を果たすことが一層求められる。</u>